

つつじが丘自治連合会 会則

2026年(令和8年)改正版

つつじが丘自治連合会

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第 1条 本会は、つつじが丘自治連合会(以下、「本会」という)と称する。本会の所在地は、事務所をつつじが丘市民センター(以下市民センターという)内のつつじが丘・春日丘自治協議会(以下協議会という)事務所(つつじが丘北5番町73番地2)内に置く。

(目 的)

第 2条 本会は、会員の連帯と融和を基本理念に、番町自治会相互の自主性を尊重しつつ、番町自治会と連携して地域の特性を考慮し、豊で安心安全な住みよいまちづくりを目指すことを目的とする。

第2章 事 業

(事 業)

第 3条 本会は、第2条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 番町自治会相互の親睦に関する事項
- (2) 番町自治会運営・支援に関する事項
- (3) 自治連合会施設および、什器・備品類の維持管理に関する事項
- (4) 地域の各種団体等の事業の後援・協働に関する事項
- (5) 上位組織の協議会の決定・委嘱・指示に関する事項
- (6) 他地域の自治組織との友好及びコミュニケーションの確立に関する事項
- (6) その他本会の目的達成に必要と認められる事項

第3章 組 織

(組織構成)

第 4条 本会は、つつじが丘北1番町～北10番町と、つつじが丘南1番町～南8番町の番町自治会で構成する。

(役 員)

第 5条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会 長 (理事)	1 名
(2) 副会長 (理事)	3 名
(3) 理 事	14 名
(4) 事務局長(一般者可)	1 名

第4章 機 関

(機 関)

第 6条 本会の円滑な運営のため、次の機関を設置する。

- (1) 総 会
- (2) 評議員会
- (3) 理 事 会

(総 会)

- 第 7条 総会は、本会の最高議決機関であり、毎年1回会長がこれを招集する。
但し、評議員会でその開催を決定したときは、臨時に招集しなければならない。
- 2 総会は役員・代議員(各番町自治会より3名)で構成する。
 - 3 総会は代議員の過半数の出席をもって成立し、委任状は認めないものとする。
 - 4 前項の代議員数及び選出方法等については、別に定める代議員規定に基づくものとする。
 - 5 全ての議案は代議員の出席者の過半数により議決する。
 - 6 予算並びに決算の承認及び会則の改廃は、総会において議決されなければならない。
但し、予算において総会前に予算執行を行う必要がある場合は、年間予算を理事会に諮り、評議員会で仮承認を受けることとする。
 - 7 総会の議長は、代議員の中より選出する。
 - 8 総会が開催出来ない場合は、全ての議案は書面議決により代議員の過半数の投票をもって成立し、委任状は認めないものとする。
全ての議案は代議員の投票の過半数で議決する。

(評議員会)

- 第 8条 評議員会は、総会に次ぐ決議機関として、本会の運営に関する事項を審議・決定する。
- 2 評議員会は、会長がこれを招集し、四半期毎の定期に開催する。但し、次の場合は臨時に開催しなければならない。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 番町自治会の過半数から開催請求があったとき。
 - 3 評議員会は、第5条の役員と各番町の正副自治会長(以下、「評議員」という)で構成し、評議員の過半数の出席をもって成立する。
 - 4 全ての議事は評議員の出席者の過半数により議決する。
 - 5 評議員会の議長は、評議員の互選による。評議員から選出のない場合は副会長がその職にあたる。
 - 6 評議員会には、市議会議員等オブザーバを若干名置くことができる。
 - 7 評議員会には、地域の各種団体等代表者を呼ぶことが出来る。

(理事会)

- 第 9条 理事会は、本会の執行機関として、第20条2項に定める規程類の遵守及び総会並びに評議員会の決議を誠実に遂行しなければならない。
- 2 理事会は、名張市が定める「地域づくり組織条例」に基づく基礎的コミュニティ代表者として届け出た者で構成する。
 - 3 理事会は、会長が随時これを招集する。
 - 4 理事会は、第3条に掲げる事業を遂行するため部会を設置する。

(部 会)

- 第 10条 部会は、9条第4項に定める任務を遂行するため、別に定める部会等設置規定に基づき行うものとする。

(専門委員会)

第 11条 専門委員会は必要な場合、理事会の下に、設置することが出来る。

第5章 役員の選出

(理 事)

- 第 12条 基礎的コミュニティ代表者は、「名張市地域づくり組織条例」に基づき、つつじが丘北 1 番町～北10番町と、つつじが丘南1番町～南8番町 の地区毎に1名、計18名を各番町自治会が定める選挙規則により選出する。この者を自治連合会「理事」と呼称する。
- 2 会長及び副会長は、前項で選出された理事の互選によりこれを決定する。

第6章 自治連合会役員の任務と任期

(任 務)

- 第 13条 役員は、本条各項の任務を分担するとともに、全員協力して本会の運営にあたらなければならない。
- 2 会長は、会務を統括し本会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。
- 4 理事は、会長及び副会長を補佐し、会長及び副会長不在のときはその任務を代行する。
- 5 理事は、協議会の役員を兼ね、その役員で構成される協議会運営委員会に参加して、協議会の運営に当たる。

(任 期)

- 第 14条 理事の任期は原則1期2年とし、再任は通算5期10年までとするが、番町自治会の再任申請が有ればこの限りではない。
- 2 任期途中に交替するものがあるときは、その任期は前任者の残任期間とし、第12条に基づいて後任者を2ヶ月以内に選任しなければならない。
但し、残任期間が概ね2ヶ月を切る場合は、後任を選出せず番町自治会の代表が代行する。
- 3 理事(会長、副会長も含む)が心身の故障のため任務の遂行に堪えないと認められるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認められたとき、他の理事より理事会に不信任動議が出されたときは、理事会において審議の上、当該理事を理事会名で解任することができる。
- 4 理事より、職務の遂行に堪えないと辞任の申し出があった場合は、番町自治会会長の承認を必要とし、後任が決定したあとに理事会でこれを承認するものとする。
但し、後任が決定するまでの間は、番町自治会代表が代行するものとする。

第7章 自治連合会役員の報酬

(役員の報酬)

- 第 15条 自治連合会は活動費を役員に支給する事ができる。
- 2 任期途中で役員が退任した場合の残任期間の活動費は返納しなければならない。
- 3 前項の理由で交替した場合、新役員へ前任者の残任期間の活動費を支給する。

第8章 会 計

(連合会運営費)

- 第 16条 各番町自治会は、本会の目的のために上期は4月1日時点での自治会会員数、下期は10月1日時点での自治会会員数に応じた連合会運営費を納入する。
- 2 納入した連合会運営費は、退会・転出等で自治会会員数が減っても返金しないものとする。
 - 3 連合会運営費は、自治会員一戸当り、連合会運営資金として月額300円と、は～とバス事業費として月額50円として合計月額350円とする。

(連合会運営費の徴収)

- 第 17条 前条に定める連合会運営費については、番町自治会がこれを徴収し、本会会計に納入するものとする。
- 2 本会会計に納入された「は～とバス」事業費は、全額を運営する組織(非特定営利活動法人生活支援つつじ・春日丘)に交付する。

(会 計)

- 第 18条 本会会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 2 本会会計に関する事項は、別に定める「会計処理規程」により行う。
 - 3 会計に関する書類は、正当な事由に基づき番町自治会より請求がされたときは、これを閲覧させなければならない。

(会計監査)

- 第 19条 会計監査は、毎会計年度における金銭出納の監査を行い、総会でその結果を報告しなければならない。又会計監査は、原則年2回実施するものとする。
- 2 会計監査員は2名とし、評議員の中から選出し会長が任命する。
 - 3 会計監査員の任期は1年とする。

第9章 会則の改廃

(改 廃)

- 第 20条 本会則の改廃は、総会において代議員の出席の過半数の賛意で議決する。
- 2 本会則に基づく規程類は、理事会に諮り、評議員会において定めることができる。
 - 3 前項の場合においては、次の総会で報告しなければならない。

【以上】

(附則)

- 1 本会則は、組織改革に伴い、従前の「つつじが丘自治会則」を廃止し、2017年9月24日(平成29年)に制定し、2018年4月1日(平成30年)より施行する。
- 2 本会則は、2021年5月23日(令和3年)に改正し、同年4月1日に遡及し適用する。
- 3 本会則第7章会費呼称を運営費に「変更」第8章慶弔規定等は2023年5月21日(令和5年)自治連合会総会に於いて前項は同年4月1日遡及施行とし後項は同年5月22日より施行と承認決定として施行する。これに伴い旧第8章(慶弔)は削除する。
- 4 本会則は、組織改正にともない2026年5月24日(令和8年)定期総会に於いて新会則を審議決定され、同年4月1日に遡及し適用する。

【以上】

